

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成30年多度津町議会第2回6月議会定例会におきまして、1、高齢者免許返納増の対策と地域公共交通に関する住民アンケートの集約、分析結果について、2、道徳正式導入現場と外国語（英語科）移行期間中の新設による教育現場と生徒への影響、問題点について、3、10月からの生活保護法改定（引き下げ）での町への影響と問題についての3点について町長及び教育長、そして各関係担当課長に質問をいたします。

まず最初に、高齢者免許返納増の対策と地域公共交通に関する住民アンケートの集約、分析結果についてであります。

2017年に香川県内の65歳以上の高齢者で免許保有者18万1,156人、前年比4,768人増のうち運転免許証を自主返納した人は、前年比18.8%増の3,908人になったことが香川県くらし安全安心課のまとめでわかりました。

また、75歳以上では保有者5万8,281人、前年比2,635人増で返納したのが2,973人、前年比で857人増、返納率は5.34%で全国平均4.95%を上回っているとのことであります。

そして、2017年の改正道路交通法施行で、75歳以上の認知機能検査が強化されたことが返納者を押し上げたと見られ、2年ぶりの2桁増となったわけでございます。

2016年末の65歳以上の免許人口17万6,388人に占める割合、自主返納率は県全体が2.22%、市町別では小豆島町の3.03%が最も高かったそうであります。

県のまとめによると、返納者が前年を上回るのは県が集計を始めた2011年以降、6年連続となりました。

特に2014年、2015年は県が2014年11月にバス運賃や飲食店、タクシーやスーパーマーケットでの料金の割引が受けられる優遇制度を導入したことで2年連続で前年比1.6倍増となったことであります。

その後も全国で相次ぐ高齢ドライバーによる重大事故を受けて、自身の判断や家族らの勧めによる返納がふえ、さらに2017年は認知症検査の強化をきっかけに自身の運転に危うさを感じていた人の自主返納が進み、返納者が4,000人に迫る過去最多となったことであります。

香川県全体の返納者3,908人を年齢別では、65歳から69歳は350人、80歳から84歳が1,081人、85歳以上が1,018人と80歳以上が全体の半数以上を占め、80歳を境に返納者がふえる傾向となっております。

自主返納率を県内市町別では、1位小豆島町3.03%、2位土庄町2.83%、3位琴平町2.58%が上位で、さらに坂出市、高松市と続き、我が多度津町は2.25%の第6位となっております。自主返納率が高く、最も低かったのは17位の直島町の

0.66%だったと報じられており、都道府県別での自主返納率では香川の2.22%は前年と同じ10番目に高く、上位は東京の3.83%、大阪の3.70%、神奈川の3.03%で、公共交通機関が発達している都市部が占めております。

また、自治体独自の施策を実施している地域ほど返納率が高い傾向があると県警の運転免許課が分析しているということでもあります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目に、町内での65歳以上及び75歳以上の免許の保有者は何人いるのか。

免許返納者は具体的に何人なのか。

その理由は何なのか。

3点目に、高齢者の免許返納による孤立化、世代間交流、支え手としての地域参加、寂しい老後を生まないためにも町内循環型コミュニティーバスの運行が急がれるが、公共交通に関する住民アンケート調査の集計、分析結果はどうであったのか。

また、施策は具体的に考えているのか。

4点目に、免許返納者の足を確保するために、当面1、歩行者であり、2、操作简单、3、消費税はかからず、4、免許は不要、5、電気で動ける、約37万円前後のセニアカー、電動四輪車への町独自の一部補助はできないのか。

そこで、セニアカーというのはご存じのとおりこのようなことでございます。

以上、第1点目に4項目について質問いたしますので、よろしくご答弁をお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の高齢者免許返納増の対策と地域公共交通に関する住民アンケートの集約、分析結果についてのご質問の町内での65歳以上及び75歳以上の免許保有者は何人いるのか、また免許返納者は具体的に何人なのか、その理由は何なのかに対し、答弁をさせていただきます。

多度津町の運転免許保有者数は、香川県統計調査資料によりますと平成28年12月1日現在で1万5,928人ですが、そのうち高齢者免許保有者数につきましては公表していないとのことでございました。

全国でのデータであれば先ほども答弁させていただきましたが、警察庁の運転免許統計で公表されており、平成29年度版では総免許保有者数8,225万5,195人のうち65歳以上の保有者数は1,818万3,894人で22.1%、75歳以上に限れば539万5,312人で6.5%となっております。

また、多度津町における平成28年度の高齢者免許自主返納者数は83人、うち75歳以上の返納者数は65人です。

平成29年度においては71人、うち75歳以上の返納者数は60名です。

返納の理由につきましては、それぞれ事情があると思いますので把握はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（岡部 登）

尾崎議員の高齢者免許返納増の対策と地域公共交通に関する住民アンケートの集約、分析結果についてのご質問のうち、返納者に対する町独自の施策はどのようなものがあるのかについて答弁をさせていただきます。

平成28年度から現在まで免許証を返納いただいたときにたどつ共通商品券を1万円分交付しております。

続きまして、公共交通に関する住民アンケート調査の集計、分析結果はどうであったのか、また施策は具体的に考えているのかについて答弁をさせていただきます。

アンケートにつきましては、町内から無作為に2,000世帯を抽出し調査票を郵送した結果、919通、約46%の回答がありました。その中で、「公共交通の何が満たされれば利用したいか」という問いに対しては、「乗降場所までの距離が近い」や「目的地に直接行けること」を希望する意見が多くなっております。

70歳以上に絞った回答でも同様で、年齢に関係なくバス停等までの移動に不便を感じるという結果となっております。

また、自宅から乗降場所までの距離に対しては自宅前を含む100メートル以内が38.2%と最も多く、70歳以上に限りますと42.3%とさらに多くなっております。

次に、「乗りかえの回数」について最も多かったものは「0回」であり、これも年齢に関係なく身体的な負担軽減を望む声は多くありました。

また、コミュニティーバスは時刻表どおり運行されるといった特性上、予約が不要といった長所がありますが停留所の場所や時間の制限が大きいという短所があります。

次に、デマンド交通はコミュニティーバスに比べて場所や時間の制限が小さいという長所がありますが、時刻表がないため予約と毎日の運行計画作成が必要であること、バスよりも積載人数が少ないといった短所がございます。

また、福祉タクシーは通常のタクシーと同じ運用であることから場所や時間の制限が最も小さくコミュニティーバスやデマンド交通で生じる無駄なコスト、つまり利用がないときでも車両を確保しておかなければならないといった経費が発生しないという長所があります。

デマンド交通と違いエリア外までも乗っていけることも長所ですし、既存のタクシー業界を圧迫することはありません。

これらの回答からは、タクシーのようなドア・ツー・ドア形式のもののニーズが強いと考えられます。

今後は、このアンケート結果をより詳細に分析し、これまでの答弁でも申しましたとおり高齢者の交通手段確保が喫緊の課題であると認識しておりますので、町民の皆様のニーズに沿ったものであることはもちろんのこと、それぞれの交通手段による長所、短所、またその事業による本町財政への影響や地理的特性を踏まえどのような施策が最適なのか早急に検討してまいりたいと考えております。

その中で、これも以前議会の答弁でも申し上げましたとおり地域公共交通会議を立ち上げて何らかの形で社会実験などを行い、そこで研究していく必要があるとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員ご質問の運転免許返納者に対する電動四輪車の購入補助につきまして答弁をさせていただきます。

現在、介護保険制度におきましては、要介護2以上の方であって電動四輪車が必要とケアマネジャーが判断した方に対してはケアプランに基づき福祉用具貸与サービスにおいてレンタルができる制度がございます。

今回、議員ご質問の町独自で購入の一部補助につきましては、現時点では考えておりませんのでご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁ありました電動四輪車につきまして、要介護2以上が福祉用具貸与サービスでレンタルしたらできるということですが、お聞きしたいことはレンタル料はどのぐらいなのか、そしてまた使用料は自己負担なのか、補助があるのか、そしてまた使用期間は日貸し、週貸し、月貸し、年貸しなのかお聞きしたいと思いますので、よろしく答弁お願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の再質問にお答えをいたします。

レンタル料金については、細かい数字はわかりませんが、今言いましたように貸与サービスというのは介護度2とか3とか4とかということで、サービスを受けられる限度がございます。

その中に組み込まれているものがございますので、個人負担が1割負担だとか2割負担だということでは支払いは請求されると思っております。

以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

使用期間。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

使用期間は、サービスに入っている以上はいけると思っております。

議員（尾崎 忠義）

次に、道徳の正式導入現場と教科書問題及び外国語（英語科）移行期間中の新設により教育現場と生徒への影響と問題点についてであります。

森友、加計学園問題、公文書改ざんや隠蔽問題、データの捏造やセクハラ問題など道徳を身につけていない人に道徳を語る資格があるのでしょうか。

教育現場では評価を問われる先生たち、世界の歴史観とずれた教科書が中学校にも導入の危険性があります。

ことし、小学校ではこの4月から特別の教科として教科書を使った道徳の授業が始まり、約2カ月間余りが経過しようとしております。

また、中学校では来年の2019年から道徳の授業が始まります。

学習指導要領には、学校における道徳教育は特別の教科である道徳をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行わなければならないと規定しております。

つまり、全教育課程が道徳を土台にして行われることになっているのであります。

これは、戦前に修身を筆頭の教科としたことと酷似しており、小学校の学習要領に上げられている道徳の項目は、1年生から2年生で19項目、3年生から4年生で20項目、5年生から6年生で22項目あり、6年生では、1、主として自分自身に関すること、これが6項目。

これには、(1)善悪の判断、規律、自由と責任、(2)正直、誠実、(3)節度、節制、(4)個性の伸長、(5)希望と勇気、努力と強い意志、(6)心理愛の探求。

2、主としてほかの人とのかかわりに関すること5項目。

これは、(1)親切、思いやり、(2)感謝、(3)礼儀、(4)友情、信頼、(5)相互理解、寛容。

3として、主として自然や崇高なものとかかわりに関すること4項目。

(1)生命のとうとさ、(2)自然愛護、(3)感動、畏敬の念、(4)よりよく生きる喜び。

4番目として、主として集団や社会とかかわりに関することが7項目。

これは、(1)規則の尊重、(2)公正、公平、社会正義、(3)勤労、公共の精神、(4)家族愛、家庭生活の充実、(5)よりよい学校生活、集団生活の充実、(6)伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度、(7)国際理解、国際親善。

どれも大切な内容のように見えますが、4の集団や社会のかかわりに関するこ

との内容、項目では、個人が学校や社会、地域、国にいかに関与し役立つかということが強調されております。

一方、社会が個人の自由や平等を守り、保障するといった項目や平和に関する内容は非常に乏しく民主主義に関する項目は皆無であります。

国を愛し、社会に貢献することが国民としての第一義であり、国家が求める理想的な国民たれという考え方が濃厚にあらわれているように見えます。

国を愛するという個人の内面にかかわる事柄を政府が国民に提示し、それを強制していくということに戦前と同じ雰囲気を感じるわけであります。

道徳を教科にしなければならない理由、きっかけは、2011年10月に滋賀県大津市で起きた中学校2年生の自殺事件と言われております。

事件の翌年、いじめ防止対策推進法が国会で可決され、そして2013年2月にいじめ対策の一つとして道徳教育を教科として位置づけることが教育再生会議の提言により盛り込まれ、この提言を受けて設置された有識者会議では、道徳の教科化を進める理由として、いじめ防止に大きな効果が期待できる、学校教育の真の中核としての役割を果たすべきなどを上げ、道徳の教科化に学校におけるいじめの防止が大きな目的として位置づけられていたのであります。

国家が重視したい特定の価値を国民に押しつけることにつながりかねないといった批判の声も上がっており、道徳を特別の教科にすることによって、いじめはなくなるわけではないわけであります。

いじめをなくするためには本当に必要なことは、教師の数をふやし、1クラスの生徒数を減らし、会議を減らし、教師が子供たちと向き合える時間をふやすこと。

子供たちがどんな状態にあるのかをじっくりと考え、地域や保護者、専門家を始め、社会全体で取り組むこと。

保護者や子供を苦しめる貧困をなくしていくこと。

そして、何よりも政治による教育への介入をなくし、目の前の子供たちにとって必要な教育はどんなことかということをもとから考えていける環境づくりが必要だと思われまふ。

教科になるということは、評価が行われるということでありまふ。

特別の教科道徳の目標は、小学校学習要領では道徳的諸価値についての理解をもとに自己を見つめ、物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることとされております。

学習を通して身につけた判断力や心情、実践意欲、態度が評価され、これらは全て人間の内面にかかわることであり、自分の内面を教師に評価される子

供たち、また子供たちを評価しなければならない教師たちはどんな思いを持っているのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。

1、本音を言っているのか戸惑う子供たち、何を基準に評価したらいいのか悩む教師、学校現場での教師の声は集約されているのか。

また、教育現場では道徳が教科化になり、どんな議論になっているのか。

2点目に、道徳の評価は絶対にしてはならないと考えるが、教育長はどう思うか。

また、教師用の道徳の本が不足していると聞いているが、町ではどうか。

3、教育で子供たちの成長の足場が奪われるものではなく、人間の尊厳こそが第一であり、それが大切にされることが最も重要であり、自分は大切にされている、自分は認められていると感じ、ともに生きていく共生の社会をつくることのできる子供たちを育てることが教育の任務であると考えているがどうか。

4点目に、香川県教育委員会は、教科書見本の展示会として、全国で使用される教科書を県内14会場で6月15日金曜日から6月28日木曜日まで14日間開催をし、1、小学校用教科書、2、中学校用教科書、この中学校用教科書は平成31年度から全国の中学校で使用される特別の教科道徳の教科書の見本や現行各教科の教科書の見本、3、特別支援学校知的障害者用の教科書、これは文部科学省著作教科書であります。

4点目に、高等学校用の教科書、これは県内6展示場で展示されますが、展示実施会場名、展示時間、休館日など、教員、教育関係者はもとより、保護者など広く県民に公開することを目的として実施しているが、どのようにして町として町民に周知するのか。

5点目に、教育現場における教師の労働実態は過密になっているが、どのような労働時間になっているのか。

また、改善策はどのようにしているのか。

5つをお尋ねいたします。

よろしくご答弁お願いします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の学校現場での教師の声は集約しているのか、またどんな議論になっているのかについてのご質問にお答えします。

尾崎議員ご指摘のとおり、小学校では本年度より、中学校では次年度より特別の教科道徳が実施されることになりました。

教育基本法にある教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を

期すとあり、その基盤としての道徳性を養うことが道徳教育の目標であります。

現在も、学校における道徳教育は道徳科をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより各教科、外国語活動、総合的な時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して適切な指導を行うことと新しい学習指導要領の総則にも示されております。

これまでと大きく変わらない前提となる考え方のもとで実施されることになりました。

ただ、教科となることで新たに使用される教科書の教材についての研究、評価の研究が必要になります。

ここに負担感、不安を感じる教師がいるのかもしれない。

こうしたことから、校長、道徳推進教師が中心となり、教職員同士が協力しながら学習指導要領、教科書の研究、評価の研究を進める必要があります。

具体的には、自己研修だけでなく、校内の現職教育の中で、また県下の教職員の自主的な研究組織である香川県教育研究会、また仲善地区の教職員が参加して進める仲善地区の道徳部会の中では、道徳の授業づくりをどのように進めればよいかを授業実践、討議を通して協力しながら研究を進めております。

学校現場では、主体的、対話的で深い学びという視点で道徳教育のあり方を問い、充実を図る授業づくりについて工夫、努力しております。

さらに具体的に言いますと、自己とのかかわりの中で考えること、多面的、多角的に考えること、一人一人の成長を丁寧に見取る評価をすることなどに力を入れた研究を進めております。

内容的には、いじめや情報モラルなどの現代的な課題にかかわる教材の研究も課題となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

2つ目の質問の道徳の評価についてのご質問にお答えします。

評価の方法や形態はさまざまありますが、学校の目的を持って実施される教育活動には全て評価は必要です。

特に、目標、内容が明記され、その計画、指導のあり方についても示されている教科の指導においては教科の目標がどの程度達成できたかは、児童・生徒だけではなく指導者にとっても把握すべきことであります。

教科の目標達成に向けて授業を通してどの程度達成できているのかを評価し、授業改善につなげたり、子供への次なる指導、支援に生かしたりすることは極めて重要な点だと思います。

道徳の評価については、学習指導要領の中では学習状況や道徳性に係る成長

の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める必要がある。

ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとしてしています。

他者との比較ではなく、一人一人のよい点、可能性などを把握し、どれだけ成長したかという点を大切にしたい評価を行い指導に生かせるように努める必要があります。

続いて、教師用の道徳の本の不足についてのご質問にお答えします。

指導の充実を図るため、学校からの要望を聞き取り、指導書については、先ほど、道徳の教師用の本ということと考えています。

指導書は種類や冊数を決めております。

道徳は、学級担任の教師が指導に当たるため、学級担任分の指導書を購入し、年度初めに配付しております。

当然、教科書、文部科学省の作成している学習指導要領の解説、道徳編も役立てています。

こうしたことから、教師用の道徳の本の不足はないと考えております。

続いて、自分は大切にされ、自分は認められていると感じ、共生の社会をつくることのできる子供を育てることが教育の任務であると考えているかどうかというご質問にお答えします。

教育基本法の第1条に教育の目的が示されております。

それには、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとしております。

また、第2条の教育の目標の中には、人格の完成等に加え、第2項には、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、個人として尊重されるとし、3項には、正義と責任、男女の平等と自他との敬愛と協力を重んじるとあり、議員の指摘した内容にも通じる考え方が明記されております。

こうした教育基本法にある目的とか目標を常に念頭に置いて、今後も教育行政を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

4つ目の質問ですけれども、教科書展示会についてのご質問にお答えします。

展示会については、既に町民の方々に期間、展示時間、会場等周知するため、町のホームページに載せております。町内の学校には印刷物を配布し、周知しております。

5つ目の教育現場の労働実態と改善策についてのご質問にお答えします。

教職員の勤務時間は、長時間にわたっており改善が必要であります。

教育委員会としても学校には指針という形で4つの提案をして改善を図ろうとしています。

1点目は、学校における勤務実態の把握、2点目は部活動に関する休養日、活動時間の設定、3点目は夏期休業中における学校閉庁日の設定、4点目は業務の適正化と課題解決を図るための専門スタッフの配置。

以上の4点については小・中学校へも提案し、本年度より実施したいと考えております。

また、学校のほうでは、校長のリーダーシップのもとで学校現場での会議の効率化、事務処理の能率化、校務分掌の見直しなどの業務改善を図っているところであります。

以上、道徳に関するご質問にお答えしました。

以上です。

議員（尾崎 忠義）

再質問いたします。

4項目めの展示会でございますが、これには来年導入されます中学校の道徳教科書には愛国主義的教科書が2種類あります。

それは、日本教科書株式会社と教育出版でございます。

これについて、日本教科書株式会社はヘイトスピーチの本を出している晋遊舎の事実上の子会社であり、社長は武田義輝氏、それが上間淳一氏が代表となっております。

また、教育出版は心かがやき度と称して3段階の自己評価をしております。

この出版会社は、日本会議系でモラロジー研究所、この中心的な研究員であります貝塚茂樹武蔵野大学教授らがつくった出版社でございます。

この2教科書の出版会社は、中学校道徳教科書としてふさわしくないので採択しないように強く要望したいと思います。

そして、次に最後になりましたが、この10月からの生活保護改定引き下げでの町への影響及び問題点についてであります。

安倍政権が5年に1度の生活保護基準改定に当たり、この10月から生活保護で食費など日常生活費に充てる生活扶助を最大5%削減する方針に対し、マスコミも含め、広い懸念、反対の声が上がっており、保護費の削減は安倍政権が2012年末に発足してから一貫して進めてきているものであります。

第2次安倍政権で連続する引き下げでは、2013年生活扶助マイナス980億円、2015年住宅扶助がマイナス250億円、その上に冬季加算としてマイナス40億円、2018年の生活扶助がこの10月から計画としてマイナス210億円の削除でございます。

そこで、削減総額は年にマイナス1,480億円となります。

生活保護制度は最後のセーフティーネットと呼ばれておりますが、国際的に見て日本は社会保障や教育、雇用などの安全機能が弱過ぎるため、生活保護、公的扶助制度の重要性は他国に比べて高くなっております。

生活保護基準は、住民税の賦課基準、最低賃金にも影響するだけでなく、国民健康保険料、保険税や、介護保険料の減免、公営住宅の減免や高額療養費の基準など国の47の制度の利用に影響しております。

例えば、就学援助や生活福祉資金の利用条件は、生活保護基準をもとに、その1.1倍とか1.2倍とかというふうに自治体ごとに決められております。

保護基準が下がれば、当然、就学援助を利用できる世帯が減ります。

制度を利用できるかどうかなど生活保護を利用していない世帯の生活にも大きな影響を与えます。

つまり、保護基準を引き下げるとは、国民の生活の土台、岩盤を崩すことを意味し、生活保護基準はまさに国民の命のとりでと言えるわけでありませぬ。

現在の生活保護法は、第2次世界大戦の後、世界的な生存権、人間らしく生きる権利、保障制度を確立する運動の流れと民主主義と暮らしを守る国民の要求と運動の中で1950年、昭和25年に制定されました。

生活苦や貧困、病気は個人の責任ではなく、政府の低賃金政策や貧しい健康、医療、福祉政策、労働政策、経済政策などの社会的要因によるものであります。

生活保護法は、こうした社会的原因による生活苦から国の責任で国民の生活を守ることを目的としてつくられ、不十分な面を持ちながらも、生活保護基準は少なくとも国が決めた国民の健康で文化的な最低限度の生活、憲法第25条、生活保護法第1条に必要な基準となっております。

そこで、生活保護基準を引き下げるのではなく、引き上げることは各種手当などの支給額を引き上げ、各種制度を利用できる対象者の枠を広げることになり、国民生活全体の水準を引き上げることに繋がります。

生活保護を受けている人もいない人も一度自分の世帯の生活保護基準を計算し、生活を見直してみることが必要となっております。

そこで、お尋ねいたします。

- 1、町内での生活保護世帯は何世帯で何人か。
- 2、ここ5年間での年次別の増減はどのぐらいになっているのか。
- 3、町への影響及び対応や問題点はどのようになっているのか。

以上、3点について答弁を求めます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の10月からの生活保護法改定での町への影響と問題点についての

ご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町内の生活保護世帯の世帯数と人数ですが、平成30年4月1日現在の世帯数は139世帯、人数は190人でございます。

続いて、2点目のここ5年間の年次別の増減ですが、平成25年4月1日の世帯数は127世帯、人数は179人で毎年130世帯前後で推移し、この5年間で12世帯、11人の増加となっています。

受給率としましては、平成30年4月1日現在の住民基本台帳人口2万3,534人に対して約0.8%となります。

最後に、町への影響及び対応や問題点についてでございますが、生活保護法の改正については参院本会議で可決、成立され、生活保護世帯の子供が大学などに進学する際に新生活の準備に必要な費用を支給するなど、子供の貧困対策を拡充する内容となっているようです。

また、2018年10月からの生活扶助費の支給額を最大5%まで3年間かけて段階的に引き下げていくなどの見直しも含まれています。

生活扶助費の基準額は生活保護を受けていない低所得世帯の消費支出とバランスをとりながら支給水準が決められており、5年に一度見直しが行われているものですが、この引き下げにより生活保護受給世帯、特に母子世帯の家計に影響を与えるものと推測されます。

本町としましては、生活保護法の基本理念、原則にのっとり中讃保健福祉事務所と連携を図りながら、生活困窮者及び生活保護受給者に対するきめ細かい対応や個別相談を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問させていただきます。

3点目のとこでございますが、厚生労働省は生活保護利用者は全国的にわずか23%と報じられておりまして、保護基準以下の所得は705万世帯と言われております。

そこで、定期的に捕捉率、つまり生活保護を利用できる資格のある人のうち、実際に利用している割合、これを調査をし、公表し、捕捉率の向上を町としても求める必要があると思いますが、どう思われますか。

ご答弁を願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

生活保護の支給決定並びに支給につきましては、中讃保健福祉事務所、県の管轄となっておりますので、本町の担当といたしましてもそのあたりの内容

は知らされておられませんし、現在のところ把握いたしておりません。

また、今後とも中讃保健福祉事務所と連携をとりながら、そのような点を改善ができればと考えております。

よろしく申し上げます。

議員（尾崎 忠義）

ありがとうございました。

以上で3点につきまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。